

別紙 1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整 理 番 号		実測 濃度	試料にお ける定量 下限	試料にお ける検出 下限	毒性等 価係数	毒性 等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2, 3, 7, 8—TeCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDF				0.03	
	2, 3, 4, 7, 8—PeCDF				0.3	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDF				0.1	
	2, 3, 4, 6, 7, 8—HxCDF				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDF				0.01	
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9—HpCDF				0.01	
	OCDF				0.0003	
	Total PCDFs	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン	2, 3, 7, 8—TeCDD				1	
	1, 2, 3, 7, 8—PeCDD				1	
	1, 2, 3, 4, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 6, 7, 8—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 7, 8, 9—HxCDD				0.1	
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8—HpCDD				0.01	
	OCDD				0.0003	
	Total PCDDs	—	—	—	—	
Total (PCDFs+PCDDs)		—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5—TeCB(#81)				0.0003	
	3, 3', 4, 4'—TeCB(#77)				0.0001	
	3, 3', 4, 4', 5—PeCB(#126)				0.1	
	3, 3', 4, 4', 5, 5'—HxCB(#169)				0.03	
	2', 3, 4, 4', 5—PeCB(#123)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5—PeCB(#118)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4'—PeCB(#105)				0.00003	
	2, 3, 4, 4', 5—PeCB(#114)				0.00003	
	2, 3', 4, 4', 5, 5'—HxCB(#167)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5—HxCB(#156)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5'—HxCB(#157)				0.00003	
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'—HpCB(#189)				0.00003	
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m^3 （毒性等量にあつては、 $\text{ng}-\text{TEQ}/\text{m}^3$ 。）、排出水の測定結果を記入する場合にあつては、単位を pg/L （毒性等量にあつては、 $\text{pg}-\text{TEQ}/\text{L}$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng}-\text{TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本産業規格K0311、K0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2

規則第 3 条第 2 項に基づき換算したダイオキシン類の測定方法

整理番号	測定方法	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	測定量 (毒性等量)	備 考

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を ng/m^3 （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ 。）とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、 ng/g （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ 。）とする。
- 2 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。
- 3 実測濃度の項においては、2の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- 4 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字を記載すること。
- 5 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 6 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- 7 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 8 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。